

荒川右岸流域下水道終末処理場
下水汚泥固形燃料化施設維持管理業務委託

業務委託契約書（案）

令和 8 年 10 月

業 務 委 託 契 約 書 (案)

1 委託業務の名称 荒川右岸流域下水道終末処理場下水汚泥固形燃料化施設維持管理
業務委託

2 委託場所 新河岸川水循環センター
埼玉県和光市新倉七丁目地内

3 履行期間 自 令和9年3月 1日から
至 令和13年2月28日まで

(ただし、契約締結日から令和9年2月28日までを引継業務準備期間として設ける。
また、令和9年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削
除があった場合、当該契約は解除する。)

4 業 務 委 託 料

下水汚泥固形燃料化施設に係る業務委託料

ア 固定費に係る委託料： 金＊， ＊＊ ＊， ＊＊ ＊， ＊＊ ＊円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金＊ ＊ ＊， ＊ ＊ ＊， ＊ ＊ ＊円)

イ 変動費に係る委託料： 処理汚泥量1トン当たりの単価 金＊， ＊ ＊ ＊円/トン

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金＊ ＊ ＊円/トン)

ウ 燃料化物買取単価： 燃料化物1トン当たりの単価 金＊ ＊ ＊ ＊円/トン

(上記単価に消費税及び地方消費税額は含まない。)

5 契 約 保 証 金 別添の契約約款記載のとおり

上記の委託業務について、発注者 埼玉県と受注者 ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ・ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ とは、各々
の対等な立場における合意に基づいて、別添の契約約款に従って公正な業務委託契約（以下
「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

－ (A) 書面による契約の場合（電子契約の場合は削除すること） －

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

－ (B) 電子契約の場合（書面による契約の場合は削除すること） －

本契約の証として本書の電磁的記録を作成し、当事者が合意の後、押印に代わる電磁的処
理を施し、各自その電磁的記録を保管する。

【注】 (A)は書面による契約の場合に、(B)は電子契約の場合に使用すること。

令和 年 月 日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 1 3 番 3 号
発 注 者 埼玉県
埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

受 注 者
住所
会社名
氏名

荒川右岸流域下水道終末処理場下水汚泥固形燃料化施設維持管理業務委託契約約款

(目的)

第1条 本約款は、埼玉県（以下「発注者」という。）が*****（以下「受注者」という。）に委託する別紙1に記載された対象施設（以下「本件施設」という。）の別紙2に記載された業務（以下「本件業務」という。）に係る必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本契約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 「維持管理計画書」とは、第12条第1項の定めるところに従って発注者の確認を得た最新の各計画書（同条第2項の定めるところに従って変更について発注者の確認を得た計画書がある場合には、当該変更について発注者の確認を得た計画書とする。）を個別に又は総称していう。
- 二 「維持管理運転マニュアル」とは、施設建設工事受注者が作成し、発注者が確認した最新の「品質管理マニュアル」及び「運転監視操作マニュアル」を総称していう。
- 三 「改善計画書」とは、受注者が要求水準を満足できない場合に作成する計画書をいう。
- 四 「開庁日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日及び同月3日以外に発注者の県庁が開庁している日をいう。
- 五 「規格外燃料化物」とは、別紙3に定める燃料化物の契約基準を満たさない燃料化物をいう。
- 六 「業務期間」とは、第7条第2項に定める本契約に基づき本事業を受注者が担う期間をいう。
- 七 「業務要求水準書」とは、本契約に係る入札手続きの入札説明書の付属資料の一部であり、本件業務の実施について発注者が要求する業務水準を示す令和8年〇月〇日付業務要求水準書（付属資料その他の図書を含み、その公表後の変更を含むものとする。）をいう。
- 八 「施設建設工事受注者」とは、発注者が発注した本件施設の建設工事を受注し本件施設を建設した民間事業者をいう。
- 九 「脱水汚泥」とは、発注者が新河岸川水循環センターの汚泥脱水機において処理し本件施設へ供給する汚泥をいう。
- 十 「燃料化物」とは、脱水汚泥を酸素の少ない条件下で加熱し、水分を除去するとともに、有機物を分解することで得られる、木炭に類似した性質を持つ物質のことをいう。

十一 「燃料化物利用確約者」とは、発注者に対して燃料化物利用確約書を提出した民間事業者をいう。

十二 「不可抗力」とは、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、地盤沈下、地下水の浸出、第三者の行為（許認可を含む。）その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものをいう。ただし、法令変更は「不可抗力」に含まれない。

十三 「副製造物」とは、燃料化物を製造する過程で、ダクト等に固着するタール、ダスト及び系内中間部に滞留した脱水汚泥、乾燥汚泥、未燃料化物等、生成される燃料化物以外の不要物をいう。

十四 「法令」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令を指し、「法令変更」とは、これらが制定又は改廃されることをいう。

十五 「提示条件」とは、業務要求水準書に記載された要求水準その他本契約の締結にあたり発注者が提示した一切の条件をいう。

2 前項に定めるほか、本契約において使用される用語は、本契約に別段の定義がなされていない限り、業務要求水準書に定義された意味を有するものとする。

（本契約の適用）

第3条 本契約を構成する書面及び図書は、本件業務の実施にあたって必要な事項を定めた次のものとする。ただし、本契約に明記されていない事項であっても、本件業務を実施する上で必要となる事項については、受注者の責任において行うものとする。

- 一 業務委託契約書（本約款を含む。）
- 二 業務要求水準書（次号所定の仕様書及び基準等を除く。）
- 三 業務要求水準書において準拠又は参照された仕様書及び基準等

2 前項各号の書面及び図書において齟齬がある場合の優先順位は、前項各号に列举された順序に従うものとする。

（本契約以外の規定の適用）

第4条 受注者は、本契約のほか、提示条件に基づく維持管理運転マニュアルに従うものとする。

2 本契約と維持管理運転マニュアル規定に矛盾又は齟齬がある場合は、原則として、本契約、維持管理運転マニュアルの順にその解釈が優先されるものとする。

（業務の範囲と遂行）

第5条 本件業務は、本件施設の維持管理を行うとともに、本件施設を運転することにより発注者が供給する脱水汚泥を原料として燃料化物を製造し、その燃料化物を買い取り、

燃料化物利用確約者に有価で売却、または燃料化物利用に係る調査研究を行うものへの提供するために必要な一切の業務とする。

2 本件業務の主な業務の具体的な範囲は、別紙2に記載のとおりとし、その具体的な内容は業務要求水準書に記載のとおりとする。受注者は次の各号の定めその他本契約の定めるところに従い、本件業務を行うものとする。

一 受注者は、業務期間中、原則として本件施設を常時運転して脱水汚泥を受け入れるものとする。ただし、維持管理計画書に基づく本件施設の定期点検期間においては、発注者と時期、期間等を事前に協議の上、その間の受け入れを休止する。

二 受注者は、別紙3に定める燃料化物契約基準を遵守して燃料化物を製造し、全量買い受けるものとする。

三 受注者は、別紙4に定める温室効果ガス契約基準を遵守して本件施設を運転管理するものとする。

四 受注者は、別紙5に定める保安全管理要求水準を遵守して本件施設を保安全管理するものとする。

五 受注者は、本件業務を遂行するにあたり、別紙7に定める資格その他法令上必要とされる資格を有する者が実施すべき業務は必ず当該資格を有する者をして担当させなければならない。

六 受注者は、本件業務の遂行にあたり、別紙12第2項から第4項に定めるところに従い、電力料金、ガス料金及び水道料金を支払うほか、必要なものを受注者の費用で調達する。

七 受注者は、発注者の確認を受けた最新の危機管理マニュアルに従い、業務要求水準書が定める緊急配備等が可能な体制を構築し、防災に関する訓練を定期的に実施するとともに、応急資器材の保有状況を明確にし、必要数量以上を常備して管理することにより危機管理し、災害等の緊急時には、適切な初期対応をとるとともに、関係諸機関への通報・連絡を行うものとする。

八 前各号に定めるところに従うほか、受注者は、業務期間を通じて、受注者の費用負担において、維持管理運転マニュアルに定められた本件施設の運転方法等を遵守しなければならない。

九 受注者は、発注者から買い取った燃料化物の全量につき、燃料化物利用確約者へ売却、または燃料化物利用に係る調査研究を行うものへ提供し継続的利用を確保するものとする。受注者は売却、提供先について発注者に報告するものとし、無償での提供については調査研究に限る。

十 前各号のほか、本件業務は業務要求水準書の定める要求水準を満たさなければならない。

3 受注者は、本契約で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、運転方法、使用機材、薬品、消耗品などを決定し本件業務を行うことができる。

- 4 前項の定めに従う場合を含め、受注者が本件業務を実施する上で必要な費用は、本契約に別段の定めがある場合を除き、全て契約金額に含まれるものとする。
- 5 受注者が本件業務の実施にあたり、維持管理運転マニュアルに定められた方法に従っていなかったことが判明した場合に発生する一切の出損（本件施設又は本件施設以外の施設における再処理の費用及び燃料化物、規格外燃料化物又は副製造物の処分費用その他の費用を含むが、それらに限られない。）は、本契約に別段の定めがある場合を除き、受注者が負担するものとする。
- 6 受注者は、前各項の定めるところに従うほか、善良なる管理者の注意義務をもって、本件業務及びこれらの業務に附随する業務を受注者の費用と責任で実施しなければならない。

（総括責任者）

第6条 受注者は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に規定する有資格者を業務の総括責任者として現場に常駐できる者を専任し、その他別紙7に定める資格を有する者を本件業務に従事せしめるものとし、発注者に届けなければならない。

2 総括責任者の職務は、次のとおりとするほか、法令の定めに従う。

- 一 現場の最高責任者として、従業員の指揮、監督を行うこと。
- 二 本契約に定められた、業務の目的、内容を十分理解して業務にあたること。

（業務期間及び引継業務準備期間）

第7条 本件業務の遂行期間は、本契約締結日より令和13年2月28日までとする。

2 発注者が供給する脱水汚泥を原料として本件施設の維持管理運転により燃料化物を製造し、その燃料化物を買い取り、民間企業に有価で売却する等一連の業務の実施により本事業の遂行を受注者が担う期間は、令和9年3月1日（以下「業務開始日」という。）0時00分から令和13年2月28日（以下「業務期間満了日」という。）24時00分までとする。

3 本契約締結日から業務開始日までを引継業務準備のための期間（以下「引継業務準備期間」という。）とする。

（引継準備業務）

第8条 受注者は、引継業務準備期間中、業務期間を通じて本契約を遵守して本件業務を遂行することができるよう、受注者の費用により、第9条、第10条、第12条、第13条その他本契約に規定されたところに従って本件施設の維持管理運転を開始するための準備を行うものとする。

(維持管理運転マニュアルの確認及び訂正)

第9条 受注者は、維持管理運転マニュアルを確認のうえ、必要な訂正を行う。発注者は、受注者が必要な指摘を行ったとき、施設建設工事受注者に維持管理運転マニュアルを修正させるよう努めるものとする。ただし、施設建設工事受注者が異議を申立てた場合には、受託者は、施設建設工事受注者と協議して必要な調整を図るものとする。

2 本件施設の維持管理運転開始以降に維持管理運転マニュアルを変更する必要がある場合は、受注者が必要と認める変更案を添えて、その旨を発注者に申入れる。この場合において、維持管理運転マニュアルの変更が必要であると発注者が認めたときは、受注者は維持管理運転マニュアルを修正する。

(業務遂行体制の確認等)

第10条 受注者は、本契約に則り、維持管理運転マニュアル及び危機管理マニュアルに基づく本件施設の維持管理運転その他本件業務の遂行に必要な有資格者その他の人材（別紙7に定める資格を有する有資格者を含むが、これらに限られない。）を確保し、業務要求水準書が定める危機管理対応が可能な体制を構築し、本契約に則り、維持管理運転マニュアル及び危機管理マニュアルに基づく本件施設の維持管理運転その他本件業務の遂行に必要な訓練、研修等を行わなければならない。

2 受注者は、発注者に対し、本件施設の維持管理運転が開始されるまでに、施設建設工事受注者による訓練、研修等を求めることができるものとし、発注者は、受注者の請求があったときは、施設建設工事受注者をして必要な訓練、研修等を行わせるものとする。

(契約保証金)

第11条 受注者は、金＊、＊ ＊ ＊、＊ ＊ ＊、＊ ＊ ＊円（うち消費税及び地方消費税（金＊ ＊ ＊ ＊、＊ ＊ ＊、＊ ＊ ＊円））の100分の10に相当する金額以上の額の契約保証金を本契約締結時に納付する。ただし、受注者は、契約保証金の納付に代えて、次の各号所定に掲げられた有価証券等を、同号所定の金額が契約保証金以上となる数量を差し入れることができる。

- 一 国債及び地方債 : 債権金額
- 二 政府の保証のある債権 : 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
- 三 銀行等が振出し又は支払保証をした小切手 : 小切手金額
- 四 銀行等が引受け、保証又は裏書きをした手形 : 手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
- 五 銀行等に対する定期預金債権 : 当該債権証書に記載された債権金額
- 六 銀行等の保証 : その保証する金額
- 七 保証事業会社の保証 : その保証する金額

- 2 発注者は、受注者が保険会社との間に発注者を被保険者とする履行保険契約を締結したとき前項の定めるところに従ってなされるべき契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(維持管理計画)

第 12 条 受注者は、以下に掲げる各計画書を、それぞれの期限までに、その費用により、別紙 6 その他業務要求水準書、本契約に記載された条件に従って作成し、発注者に提出し、その確認を得るものとする。発注者は、提出を受けた各計画書の確認にあたり、その内容を審査し、修正、補充その他必要な指示をすることができるものとし、受注者はかかる指示に従うものとする。

- 一 維持管理基本計画書：業務開始日の 7 日前
- 二 年間維持管理計画書：各年度開始日の 14 日前
- 三 月間維持管理計画書：各月 1 日の 7 日前

なお、維持管理基本計画書には別紙 6 第 1 項に定められた事項が、年間維持管理計画書には別紙 6 第 2 項に定められた事項が、及び月間維持管理計画書には別紙 6 第 3 項に定められた事項が必ず記載されなければならない、各計画書の記載事項の詳細に係る事項及び様式については、引継業務準備期間に行われる発注者及び受注者との協議によって定められたところに従うものとする。

- 2 受注者が発注者の確認を得た計画書の変更を希望する場合、受注者は変更の 14 日前までに変更理由及び変更内容を発注者に提出し、その確認を得るものとする。
- 3 受注者は、前各項の定めるところに従って発注者の確認を得た最新の維持管理計画書に基づき本件業務を実施するものとする。発注者が、維持管理計画書に基づき本件業務が行われていないと判断した場合、発注者は受注者に説明を求めるものとする。その結果、発注者が、維持管理計画書に基づき本件業務が行われていないと認めた場合、発注者は受注者に是正を求めることができる。
- 4 受注者は、前各項の定めるところに従って維持管理計画書の作成及び変更して発注者の確認を得る過程において危機管理マニュアルを作成し、作成したマニュアルについても、毎年度当初に見直しを行い、これらを提出して発注者の確認を受けるほか、必要に応じて見直しを行い、かかる見直しのつど、発注者の確認を受けるものとする。

(許認可の取得等)

第 13 条 受注者は、発注者から、本件業務を遂行するために必要な事務室等の使用のための承認を受けるものとする。

- 2 前項のほか、受注者は、本契約に則り、維持管理運転マニュアル及び危機管理マニュアルに基づく本件施設の維持管理運転その他本件業務の遂行に必要なその他の許認可等の一切を、その責任と費用により取得して維持する。

(脱水汚泥の量と性状)

第 14 条 発注者は、本件施設に供給する脱水汚泥の量と性状を別紙 8 のとおりとするよう努める。受注者は、本件施設に供給された脱水汚泥の量と性状が概ね別紙 8 のとおりであると認められる限り、次条の定めるところに従って別紙 3 に定める燃料化物契約基準を満足する燃料化物を製造するものとし、かつ本件施設の維持管理運転その他本件業務の遂行において別紙 4 に定める温室効果ガス契約基準を満足させなければならない。

2 本件施設に供給された脱水汚泥が、業務要求水準書に定める計画量を上回った場合においても、受注者は燃料化物契約基準を満たすものとするが、温室効果ガス契約基準を満たしていないときは、受注者は責任を負わないものとする。ただし、受注者に故意又は過失がある場合はこの限りではない。

3 本件施設に供給された脱水汚泥が、別紙 8 に定める計画汚泥性状を満たさなかった場合には、製造された燃料化物が別紙 3 に定める燃料化物契約基準を満足せず、また、本件施設の運転その他本件業務の遂行において別紙 4 に定める温室効果ガス契約基準を満たしていないときも、受注者は責任を負わないものとする。ただし、受注者に故意又は過失がある場合はこの限りではない。

4 第 2 項又は第 3 項の場合でも、受注者は、別紙 3 に定める燃料化物契約基準及び別紙 4 に定める温室効果ガス契約基準を満たすことができるよう努めるものとする。

5 受注者は、第 12 条第 1 項第 2 号で規定する年間維持管理計画書を作成する際は、汚泥処理に支障のないよう、発注者の脱水設備及び焼却炉等の修繕に最大限配慮しなければならない。

6 新河岸川水循環センターへの流入水が増加し、污水ポンプ等の運転が増えたとき、発注者は受注者に対し、一時的に施設の運転の停止を要求することができ、受注者はこれに従うものとする。発注者は、運転再開後、通常より多く供給することより、これにより生じた脱水汚泥供給量の減少分を補填するよう努めるものとする。同様に、搬送施設等の故障により脱水汚泥の供給が停止した場合、発注者は、これにより生じた脱水汚泥供給量の減少分を補填するよう努めるものとする。

(燃料化物の製造)

第 15 条 受注者は、本件施設の維持管理運転その他本件業務の遂行において別紙 3 に定める燃料化物契約基準に適合させて燃料化物を製造する義務を負うものとする。ただし、第 14 条第 3 項の適用がある場合には、この限りではない。

2 本件施設に供給された脱水汚泥が別紙 8 に定める計画汚泥性状を満たさなかった場合であるか否かを問わず、受注者が製造した燃料化物が別紙 3 に定める燃料化物契約基準を達成できなかったときは、別紙 9 に基づき、受注者は速やかに改善計画書を発注者に提出し、その承諾を得た上で、発注者の承諾を得た改善計画書に従い本件業務を行うも

のとする。

- 3 受注者は、本件施設の維持管理運転その他本件業務の遂行により燃料化物を製造する過程において別紙4に定める温室効果ガス契約基準を達成する義務を負うものとする。ただし、第14条第2項又は第3項の適用がある場合にはこの限りではない。
- 4 本件施設に供給された脱水汚泥が別紙8に定める計画汚泥量又は計画汚泥性状であるか否かを問わず、別紙4に定める温室効果ガス契約基準を達成できなかったときは、別紙9に基づき、受注者は速やかに改善計画書を発注者に提出し、その承諾を得た上で、発注者の承諾を得た改善計画書に従い本件業務を行うものとする。

(規格外燃料化物及び副製造物の取扱い)

- 第16条 発注者は、規格外燃料化物及び副製造物を、産業廃棄物排出事業者として適切に処理・処分するものとする。
- 2 規格外燃料化物及び副製造物については、発注者が処分するものとし、費用は受注者が負担する。受注者は、再度、系内に戻すなどの処置により、規格外燃料化物及び副製造物の発生量の抑制に努めなければならない。
 - 3 発注者は、新河岸川水循環センター内の施設における焼却等により規格外燃料化物及び副製造物を処理・処分する場合は、新河岸川水循環センター内で実施する本件施設からの規格外燃料化物の搬出及び一時保管について、受注者に補助その他支援を指示することができるものとし、受注者は、かかる指示に従うものとする。
 - 4 発注者は、新河岸川水循環センター内の施設により処理できない規格外燃料化物及び副製造物について、本件施設からの運搬及び処理・処分を行う場合は、受注者に新河岸川水循環センター内における処分の補助その他支援を指示することができるものとし、受注者は、かかる指示に従うものとする。
 - 5 新河岸川水循環センター内で処理できる規格外燃料化物及び副製造物の種類については、発注者と受注者が協議して定める。
 - 6 第3項及び第4項の処理・処分に要する費用は、受注者が負担する。ただし、規格外燃料化物及び副製造物の発生が本件施設に供給された脱水汚泥が別紙8に定める計画汚泥性状を満たさなかった場合その他発注者の責めに帰すべき事由による場合には発注者が負担するものとし、不可抗力による場合には、第33条の規定に従うものとする。

(燃料化物の買受と処分)

- 第17条 受注者は、本件施設の維持管理運転その他本件業務の遂行過程において生成される燃料化物の全量を必要な処理を行った上で、次の各号の定めに従って、これを買受けるものとする。
- 一 受注者は、本件業務の遂行過程において生成される燃料化物の全量を買受け、第5条第9項に基づき売却、提供して、その有効利用を業務期間中継続するものとする。

ただし、本契約締結時に想定できなかった事態が生じた場合には、発注者は、受注者の求めに応じて受注者との間で協議を行うことができ、当該協議が調った場合には、発注者及び受注者は、当該協議の結果に従うものとする。

二 受注者は、発注者から燃料化物を買い取り、自らの責任で燃料化物を燃料化物利用者に売却するものとする。その収益については、受注者に帰属するものとする。なお、受注者は当該買取金額を次条の方法により発注者に対して支払う義務を負う。

三 前号の定めるところに従って受注者が発注者から買い取った燃料化物の所有権は、当該燃料化物が搬出車輛に積み込まれた時点で発注者から受注者に移転する。

(燃料化物の買取代金の支払方法)

第 18 条 受注者は、第 26 条の規定による検査に合格した後、その月報に記載された燃料化物搬出量に燃料化物買取単価を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。）を、燃料化物の売買代金として発注者の発行する納入通知書兼領収書に基づき発注者に納入しなければならない。

2 第 1 項の納入通知書兼領収書に定められた期日までに支払が遅れた場合、受注者は、支払期限日の翌日から当該支払の完了した日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した割合を乗じて計算した遅延損害金（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその金額を切り捨てる。）の支払を発注者に請求することができる。この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

(処理汚泥量、汚泥性状の変化の把握)

第 19 条 受注者は、本件業務の遂行過程において本件施設に供給された脱水汚泥の汚泥量及び汚泥性状の監視を行い、別紙 8 の範囲を逸脱している場合、速やかに発注者に報告を行うものとする。

2 発注者は、本件施設に供給する脱水汚泥が、別紙 8 に記載した計画汚泥性状を逸脱する可能性が高い事実の発生を知った場合、速やかに受注者に通知するものとし、受注者は、かかる通知を受領次第、必要な対処を講じるものとする。

(引継事項)

第 20 条 受注者は、本件施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項に関する文書を別紙 10 に基づき作成し、発注者の承諾を得るものとする。

2 発注者は、いつでも、前項の定めるところに従って作成された引継事項に関する文書を読覧し、その記載内容その他を、受注者に対して説明を求めることができる。

(本件施設の保全管理)

第 21 条 受注者は、以下の本件施設の保全管理業務を行うものとする。

- 一 保守点検（日常点検及び別紙 16 に示す定期点検等）
- 二 業務要求水準書に定める定期修繕及び大規模修繕
- 三 小修繕
- 四 その他の業務要求水準書に定める要求水準を満たす本件施設の保全管理

(回復措置請求)

第 22 条 第 21 条に規定された保全管理がなされていないと発注者が判断した場合、又は、第 24 条の定めるところに従って実施された検査、監視、実績確認等の結果若しくは第 25 条の定めるところに従ってなされた報告の結果、業務要求水準書に記載の要求水準の未達等の事実が判明した場合、その他適正な保全管理が理由の如何を問わずなされていないために改善を要すると発注者が判断した場合、発注者は、求める改善内容とその理由を明示した上で、受注者に対して改善計画書の提出を求めることができる。受注者は、改善計画書の提出を求められた日から 14 日以内に改善計画書を発注者に提出し、発注者の確認を受けるものとする。受注者は、発注者の確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。

2 発注者は、前項の期限内に受注者が改善計画書を提出しない場合、又は、発注者の確認を受けた改善計画書のとおり本件業務が改善されない場合、求める措置内容とその理由を記載した書面により、受注者に施設機能の回復その他業務要求水準書の満足に必要な措置を受注者の負担により行うことを請求すること（以下「回復措置請求」という。）ができる。

3 回復措置請求を受けた場合、受注者は自らの負担により施設機能の回復その他業務要求水準書の満足に必要な措置を行わなければならない。受注者は、回復措置請求の全部又は一部に不服がある場合、発注者と協議することができる。この場合の協議期間は、協議開始日から 14 日以内とする。

(試験及び測定)

第 23 条 受注者は、燃料化物が別紙 3 に示す燃料化物契約基準を満たしているか又は本件施設の維持管理運転その他本件業務の遂行が別紙 4 に示す温室効果ガス契約基準を満たしているかを確認するため、業務要求水準書に示された試験及び測定等を行うものとし、かかる試験又は測定等の結果、いずれかの基準を満たしていない場合、第 15 条の定めるところに従うものとする。

2 受注者は、前項の定めるところに従って試験及び測定等の結果及び受注者が行った対応について、第 25 条の定めるところに従って報告する。

(発注者による監視、立入検査)

第 24 条 発注者は、随時、燃料化物の試験その他環境計測、及び本件施設の機能についての検査を行うことができるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。ただし、発注者は受注者の業務に支障が生じないよう配慮するものとする。

2 発注者は、前項の検査又は受注者の業務遂行状況について監視を行うために、本件施設へ立ち入ることができる。また、発注者は、適宜受注者に説明を求めることができるものとし、受注者は、これに協力しなければならない。

3 受注者は、発注者が燃料化物利用に係る実績の確認を行う場合は、これに協力するものとする。

4 前各項の定めるところに従って実施された検査、監視、実績確認等の費用は受注者の負担とする。また、これにより損害が生じた場合、発注者はこれにかかる損害賠償の請求をすることができる。

(業務の報告)

第 25 条 受注者は、本件施設の点検について、別紙 11 に従い日報を作成の上、かかる点検の翌開庁日までに、当該日報を発注者に提出するものとする。

2 受注者は、第 23 条に規定する燃料化物の試験の結果について、別紙 11 に従い月報及び年報を作成し、次の期限までに発注者に提出する。

一 年報：各年度末日から 10 開庁日以内

二 月報：各月末日から 5 開庁日以内

ただし、契約期間の最終年報及び最終月報は、契約期間満了までに提出する。なお、月報及び年報に記載すべき事項及び様式は別紙 11 によるものとする。

3 発注者は、日報、月報及び年報の内容について、受注者に説明を求めることができる。また、必要な範囲で、その他の資料の提出を求めることができる。

4 受注者は、部品交換、修理、修繕等を行う場合は事前に発注者の承諾を得るものとする。ただし、緊急を要する場合は速やかに承諾を得るものとする。受注者は、定期点検又は定期修繕を実施したときは、別紙 11 に従い定期点検実施報告書又は定期修繕実施報告書を発注者に提出しなければならない。

(委託費等の支払)

第 26 条 受注者は、前条第 2 項の定めるところに従って月報を提出後、発注者に検査を請求することができる。発注者は、検査請求書を受領したときは、受領した日から 10 開庁日以内に検査を行い、受注者にその結果を通知しなければならない。

2 受注者は、前項の検査に合格したときは、対象月の処理汚泥量や燃料化物製造量等の達成状況等をもとに、別紙 12 第 1 項に従い各月の委託費（本契約上受注者が発注者に請求できる費用を含む。）を計算し、固定費に係る請求と変動費に係る請求に分けて書面に

より請求することができる。

- 3 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受領後 30 日以内に委託費を支払うものとする。ただし、受注者が本契約に違反しているか又はそのおそれがあると発注者が合理的に認める場合に限り、発注者は委託費の支払を留保することができる。かかる支払の留保期間中、発注者は、受注者に対して利息、遅延損害金その他の支払を要しないものとするが、受注者は別紙 12 第 2 項から第 4 項までに定めるところに従い、電力料金、ガス料金及び水道料金を支払う。
- 4 本契約の締結後に物価変動等があった場合、別紙 13 に従い、委託費の見直しを行うことができるものとする。
- 5 別紙 8 に定める脱水汚泥の性状の変動範囲内において、脱水汚泥の性状が代表性状と異なる期間が長期間継続する等受託者の電気・ガス・水道等支払額が増加する場合、受注者は発注者に対して是正を申し入れることができる。発注者はこの申し入れに対して脱水汚泥の性状を代表性状に是正するよう努めることとする。
- 6 前項に基づき汚泥性状の是正に努めたうえで、是正が見込めない場合、受注者は業務の履行に著しく支障があると認められるときは、委託費のうち変動費について変更協議できるものとする。ただし、本項による変動費の変更が認められる期間は代表性状と異なる期間のみとする。

(委託費の額)

第 27 条 本契約において、各年度における計画汚泥量に基づく委託費の支払い予定額（消費税及び地方消費税を含む）は、次のとおりとする。

変動費に係る委託費：

処理汚泥量 1 トン当たりの単価 金 * , * * * 円に処理汚泥量を乗じた額

固定費に係る委託費：

令和 8 年度 金 * , * * , * * * 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 * * , * * * 円)

令和 9 年度 金 * * , * * , * * * 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 * , * * , * * * 円)

令和 10 年度 金 * * , * * , * * * 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 * , * * , * * * 円)

令和 11 年度 金 * * , * * , * * * 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 * , * * , * * * 円)

令和 12 年度 金 * * , * * , * * * 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 * , * * , * * * 円)

(損害賠償)

第 28 条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、受注者は発注者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

一 第 24 条第 4 項に定める場合

二 第 29 条第 3 項に定める場合

三 前各号の他、受注者の本契約の規定への違反、その他、受注者の責に帰すべき事由により、発注者に損害が生じた場合

2 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、発注者は受注者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

一 第 31 条第 2 項に定める場合

二 前号の他、発注者の本契約の規定への違反、その他、発注者の責に帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合

3 受注者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受注者の責に帰すべき事由により発注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、発注者は受注者に対して求償権を行使することができる。

4 発注者の責に帰すべき事由により第三者（施設建設工事受注者を含む。本条において同じ。）に損害が生じた場合、発注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。発注者の責に帰すべき事由により受注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、受注者は発注者に対して求償権を行使することができる。

5 受注者は、別紙 14 に示す保険に加入するものとする。

(期間満了による終了)

第 29 条 業務期間満了により本件業務が終了した場合、受注者は以下の義務を負う。

一 受注者は、本件施設が業務要求水準書で提示した性能を発揮できる機能を有する状態で本件業務を引継ぎ、また、その時点で最新の引継事項に関する文書、維持管理運転マニュアルその他引継に必要な資料等を交付するものとする。

二 受注者は、業務期間中に実施した修繕及び定期点検（設備保守点検）に関し、業務期間終了後も修繕等の実施後 1 年以内は、受注者の責に起因する不具合に対応するものとする。

三 受注者は、業務期間終了時において、受注者が用意した備品・消耗品類その他受注者の所有に属する物品を全て取り片づけて本件施設を明け渡すものとする。

2 発注者は、令和 12 年 12 月 1 日から令和 13 年 1 月 31 日の期間内において発注者が決定した日に、本件施設に係る施設機能の評価を行う。かかる施設機能の評価の結果、本件施設が業務要求水準書を満たしていないと発注者が判断した場合、発注者は、受注者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受注者の負担において行うことを請

求することができる。

- 3 前項の定めるところに従って実施された本件施設の施設機能の評価後業務期間終了時まで、本件施設について業務要求水準書を満たしていないと発注者が判断した場合、これにより生じた損害及び費用を受注者に請求することができる。
- 4 本条第2項及び第3項による請求がなされた場合、第22条第3項の規定を準用する。

(発注者による契約解除)

第30条 発注者は、受注者について、以下のいずれかに該当する事由が発生した場合、受注者に対する通知により直ちに本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその責めを負わないものとする。

一 別紙3に定める燃料化物契約基準未達若しくは別紙4に定める温室効果ガス契約基準未達の是正不能又はその程度の著しいとき。ただし、同項ただし書きの適用がある場合において、受注者の協議により本契約の解除をしないことを決定したときは、かかる決定が覆られない限り解除することはできない。

二 第22条に基づく回復措置請求に正当な理由なく従わない場合。ただし、同条第3項に規定する協議に発注者が応じる期間においては、回復措置請求に従わないことを理由に解除することはできない。

三 第32条に違反した場合。

四 前各号のほか受注者が本契約の規定に違反し、発注者が是正を催告したにもかかわらず、正当な理由なく催告した日から14日以内に違反が是正されなかった場合。

五 支払停止若しくは支払拒絶をした場合、又は、株主総会により解散決議がなされた場合

六 破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始若しくはその他法的倒産手続きの開始の申立をした場合、又は、第三者によりこれらの手続きの開始の申立を受けこれらの手続きが開始された場合。

七 構成員の発行する小切手又は手形の不渡があった場合（ただし、2号不渡を除く）。

八 本項第5号から第7号に準ずる信用状況の悪化が認められる場合又は本契約に基づく業務が困難であると合理的に認められる場合。

九 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。

以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

2 前項各号の事由の発生により、発注者により本契約が解除された場合、受注者は発注者に対し、違約金を支払う。違約金の額は、契約金額の100分の10とし、違約金は、契約保証金から優先的に充当する。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者は3月前までに通知することにより、いつでも本契約を終了させることができる。ただし、発注者は受注者に対し、第27条に定める契約終了日の翌日の属する年度の固定費の100分の10に相当する金額を本契約終了後180日以内に保証金として支払うものとする。

4 本規定により契約が終了する場合、第29条第1項の規定を準用する。また、本条の規定により契約が終了する場合、施設機能の評価を行う。施設機能の評価の結果、本件施設が業務要求水準書を満たしていないと発注者が判断した場合、発注者は、受注者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受注者の負担において行うことを受注者に対して請求することができる。

5 前項による請求がなされた場合、第22条第3項の規定を準用するものとする。

(受注者による契約解除)

第31条 受注者は、以下に該当する場合、発注者に対する通知により、直ちに本契約を解除することができる。

一 発注者が、委託費の支払いを1ヶ月以上遅延した場合

二 受注者の責に帰さない事由により、本件業務の遂行が不可能となった場合

2 前項により本契約が解除された場合、受注者は、発注者に対して、これにより生じた損害（ただし、逸失利益は含まない。）を請求することができる。

3 前条第4項及び第5項の規定は本条の規定により本契約が終了する場合に準用する。

(表明及び保証)

第32条 受注者は、発注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

一 受注者による本件業務の遂行において受注者に適用される一切の法令に違反しない

こと。

二 第30条第1項第5号乃至から第9号までに規定する事由が生じていないこと。

三 公租公課を滞納していないこと。

四 本件業務の遂行に重大な悪影響を及ぼす恐れのある裁判手続又は行政手続が、裁判所又は公的機関（国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。）において提起又は開始されておらず、また、受注者の知り得る限りにおいて、その恐れが生じていないこと。

五 埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

六 本契約に関し、受注者が発注者に対して提供した情報がその重要な点においてすべて正確であること

2 発注者は、受注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号の事実を表明し、保証する。

一 発注者が受注者に交付した書面が、重要な点においてすべて正確であること。

二 議会の議決その他、本契約の締結に必要な手続きをすべて完了していること。

3 前2項に規定された事項に変更が生じた場合、相手方に対して直ちに通知するものとする。

（不可抗力）

第33条 不可抗力により、本件施設の維持管理運転その他本件業務の遂行が著しく困難となった場合又は本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、受注者は、発注者の指示に従い対応するものとし、また、本件施設への被害、本件業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。これにより発生する費用は、発注者の負担とする。ただし、受注者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は受注者の負担とする。

2 不可抗力により、本件施設が損傷した場合、発注者の費用と責任において修繕を行うものとする。ただし、受注者の故意又は重過失によって、本件施設の損傷が拡大した場合又は防止することが可能であった損傷が生じた場合、これによる本件施設の修繕費用の増加分については受注者の負担とする。

3 前項に規定する本件施設が損傷した場合、又は本件施設の維持管理運転その他本件業務の遂行が著しく困難となった場合、本件業務を行うことができなかった期間の委託費については、別紙12第1項に定めるところに従ってその期間分の固定費を支払うものとする。

4 不可抗力により、本件施設の維持管理運転その他本件業務の遂行が著しく困難となった場合又は本件施設の損傷により本件業務の内容を変更する必要がある場合、発注者は、必要である範囲内において、本件業務の内容を変更することができる。また、発注者は、本件施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、本件業務の継続の可否に

ついて受注者と協議する。かかる協議にかかわらず、協議開始の14日以内に協議が整わないときは、それぞれ相手方に通知をすることにより、発注者及び受注者は、本契約を解除することができる。

- 5 前項の定めるところに従ってなされる本件業務の内容の変更又は本契約の解除により生じた費用については、第2項ただし書きの適用がある場合を除き、発注者の負担とする。
- 6 不可抗力により電力、ガス、水道等の供給が停止又は削減された場合、発注者はこの施設へのこれらの供給を停止又は削減することがある。停止又は削減されたことによる汚泥の減少は、通常運転時において、受注者が処理可能な範囲で通常よりも多い汚泥を供給することにより、脱水汚泥供給量の減少分を補填するよう努めるものとする。

(法令の変更)

第34条 法令変更が行われた場合、受注者は、次に掲げる事項について発注者に報告するものとする。

一 受注者が受けることとなる影響

二 法令変更に関する事項の詳細（法令変更に伴い本件施設の改造等が必要な場合には、その費用の見積もりを含む。）

- 2 発注者は、前項の定めによる報告に基づき、本件施設の改造等、本契約の変更、費用負担その他の報告された事態に対する対応措置について、速やかに受注者と協議するものとする。

- 3 前項に規定する協議にかかわらず、協議開始の14日以内に対応措置についての合意が成立しない場合、発注者は、法令変更に対する合理的な対応措置を受注者に対して通知し、受注者は、これに従い業務を継続するものとし、この場合の増加費用の負担は、次のとおりとする。

一 発注者は、次の各号所定の法令変更に起因する増加費用を負担する。

イ 本件業務に直接関係する法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。）

ロ 税制度に関する法令変更のうち、本件業務に直接関係する税制度の新設・変更に関するもの

二 受注者は、次の各号所定の法令変更に起因する増加費用及び損害を負担する。

イ 第1号イ所定の法令変更以外の法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。）

ロ 第1号ロ所定の法令変更以外の税制度に関する法令変更

- 4 発注者又は受注者は、法令変更により、本件業務の遂行が著しく困難であるか又は過分の費用が生じると認められる場合に、第2項の定める協議の上で、それぞれ相手方に通知することにより本契約を解除できるものとする。

(契約上の地位の譲渡等)

第 35 条 受注者は、発注者の書面による承認を得た場合を除き、本契約に基づく権利若しくは義務又は契約上の地位を譲渡し、また、本契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。

(再委託)

第 36 条 受注者は、本件業務の全部を一括して、第三者に請け負わせ又は再委託してはならない。

2 受注者は、事前に発注者の書面による承認を得て、本件業務の一部を請け負わせ又は再委託することができる。

(履行遅滞による違約金)

第 37 条 受注者は、本契約に定める重要な債務の履行について遅滞があった場合には、契約金額につき、遅延日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合を乗じて計算した金額の違約金を委託者に対し支払うものとする。

(通知)

第 38 条 本契約に規定された通知は、本契約に別段の規定がある場合を除き、書面により行うものとする。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第 39 条 受注者は、受注者及び再委託契約その他の契約の相手方が、本契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、発注者への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

2 受注者は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

(調査への協力)

第 40 条 発注者が、本契約に係る発注者の適正な予算執行を期するため必要があると認めたときは、発注者は受注者に対し、受注者が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（発注者に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第 41 条 本契約に関し、受注者が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、本契約の委託金額（本契約締結後、委託金額の変更があった場合には、変更後の委託金額）の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項又は第 8 条の 3 に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 本契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する刑が確定したとき。

五 本契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項の規定する損害額を超える場合は、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 受注者が前 2 項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(秘密保持)

第 42 条 発注者及び受注者は、以下の場合及び本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の内容及び本契約の履行に伴い入手した相手方に関する情報（維持管理計画書を含む）を、第三者に対して開示しないものとする。

一 本契約締結時に公知である情報、又は情報を受領した当事者の責に帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合。

二 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。

三 本契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して相手方に開示された情報を除く。

四 法令・条例により開示が義務付けられる場合（議会の開示請求がある場合を含む）において、法令・条例上必要である範囲内において開示する場合。

五 発注者又は受注者の弁護士、公認会計士又は税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合。

六 相手方が書面により承諾した場合。

七 本件施設に関する業務を承継する者に対して維持管理計画書等を開示する場合。

八 本件施設に関する業務を承継する者を決定する入札等において、発注者が必要と判断した場合。

2 前項の義務は本契約終了後も存続するものとする。

(県内中小企業への配慮)

第 43 条 受注者は、本件業務の実施に当たり、次のとおり県内中小企業への配慮に留意するものとする。

一 工事の発注、物品及び薬品の調達等に当たっては、県内中小企業者の受注機会の増大に努めること。

二 物品の調達等に当たっては、県内中小企業者が製造又は加工した物品の積極的な活用を努めること。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 44 条 本契約は日本国の法令にしたがって解釈されるものとする。

2 発注者及び受注者は、本契約に関する一切の紛争については、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

(雑則)

第 45 条 受注者は、本件業務の実施に当たり、別紙 15 に示す関連法令を含め、あらゆる適用法令を遵守する。

- 2 本契約の履行に関して、発注者と受注者の間で用いる計量単位は、本契約に特別の定めがある場合を除き、計量法（昭和 4 年法律第 51 号）に定めるところによるものとする。
- 3 期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 4 本契約の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。
- 5 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し当事者間に疑義が生じた事項については、両当事者は誠実に協議を行い、その対応を決定するものとする。
- 8 受注者は、本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税（本契約締結時に法令に基づき実施されているものに限る。）をすべて負担するものとし、発注者は、受注者に対して契約金額に対する消費税（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める税をいう。）を支払うほかは、原則として本契約に関連するすべての租税について本契約に別段の定めがある場合を除き負担しないものとする。
- 9 本契約の解釈について疑義を生じたとき又は本契約に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(案)

契約書 別紙

- 別紙 1 対象施設
- 別紙 2 業務範囲
- 別紙 3 燃料化物契約基準
- 別紙 4 温室効果ガス契約基準
- 別紙 5 保全管理要求水準
- 別紙 6 維持管理計画
- 別紙 7 有資格者に関する条件
- 別紙 8 脱水汚泥の量と性状
- 別紙 9 要求水準を満足しない場合の対応
- 別紙 10 引継事項
- 別紙 11 日報、月報及び年報等の記載内容
- 別紙 12 委託費等の計算方法
- 別紙 13 物価変動等による維持管理及び運営業務委託費の見直し
- 別紙 14 保険
- 別紙 15 遵守すべき関連法令、条例等
- 別紙 16 定期点検等業務予定書

別紙 1 対象施設

(1) 施設概要

施設名称：新河岸川水循環センター下水汚泥固形燃料化施設

処理能力：100t/日×2系列

年間処理量：62,050t/年

計画稼働日数：311日（稼働率85%）

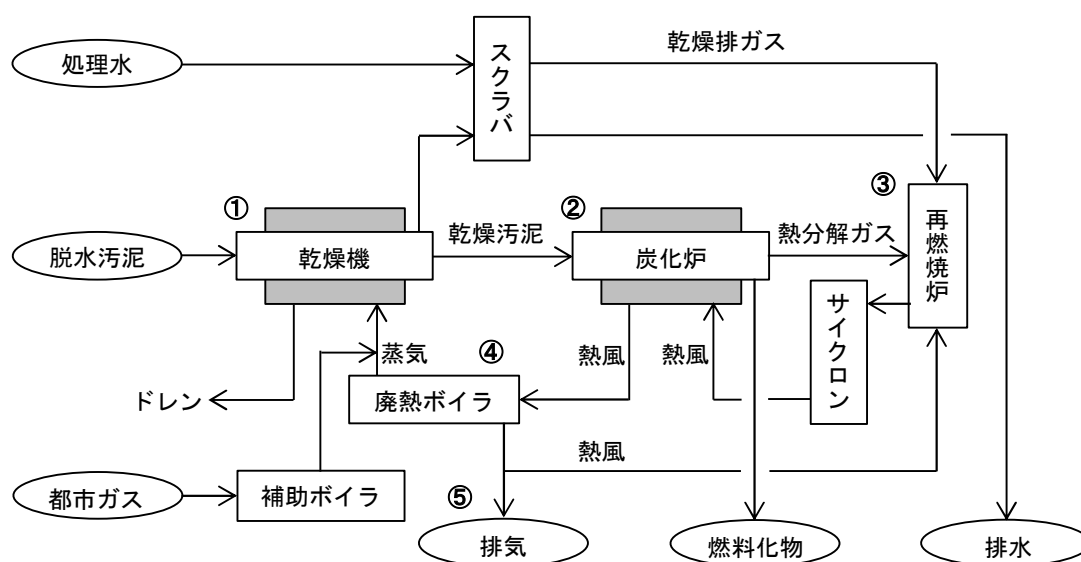
位置：埼玉県和光市新倉七丁目地内

(2) システム概要

処理方式：中温炭化方式

炭化温度：500℃～600℃（定格550℃）

処理フロー：



- ① 脱水汚泥（含水率 76%）を乾燥機に送り、蒸気（約 165℃）で加熱し汚泥を乾燥させる。
- ② 乾燥汚泥を外熱型炭化炉で炭化し熱分解ガスと燃料化物（炭化物）を生成する。
- ③ 熱分解ガスは再燃焼炉で燃焼し、炭化炉の熱源として利用する。
- ④ 炭化炉加熱後の熱風により廃熱ボイラで蒸気を作り乾燥機の熱源に再利用する。
- ⑤ 再燃焼炉の排ガスは、排ガス処理（除塵、脱硫、脱硝）を施し無害化、脱臭する。

別紙２ 業務範囲

受注者の行う業務は以下のとおりとする。

- ・ 維持管理計画策定
- ・ 運転管理業務
- ・ 施設管理業務
- ・ 測定業務
- ・ 計量業務
- ・ 危機管理対応業務
- ・ 備品・消耗品の調達・管理業務
- ・ 薬品・燃料・水道・電気の調達・管理業務
- ・ 普及啓発活動
- ・ 維持管理運転マニュアルの確認及び指摘
- ・ 適正な維持管理のために必要となるデータの整理
- ・ 苦情に対する一次対応
- ・ 保守点検業務（日常点検、定期点検）
- ・ 修繕業務（定期修繕・大規模修繕、小修繕）
- ・ 燃料化物に関する業務（燃料化物の品質管理、安全管理、買取り及び売却等）
- ・ その他の業務（清掃、引継等）

なお、具体的な内容については、「業務要求水準書」に示すものとする。

別紙 3 燃料化物契約基準

製造する燃料化物は原則として表に示す品質を満足すること。ただし、燃料化物利用者が買取可能な品質であると認めた場合はこの限りではない。

表 燃料化物の品質（各回測定値が満足すべき品質）

項目		値
総発熱量	BSF-15	15MJ/kg-wet 以上
	BSF	8MJ/kg-wet 以上
含水率		20%以下

※燃料化物の品質は原則、表-4 を満足すること。ただし、燃料化物利用者が買取可能な品質であると認めた場合はこの限りではない。

臭気測定方法は以下のとおりとする。

(1) 臭気測定用試料の作成

- ① 試料 10g を容量 10L の臭袋に入れ、無臭空気を充填し密閉する。無臭空気は、活性炭方式の無臭空気製造装置で製造したものを使用する。
- ② ①の臭袋を 10 回振る。
- ③ ②の臭袋を 40℃（臭気濃度が高まる温度として、なるべく室温よりも若干高めの温度とすることとし、恒温槽の温度制御範囲の下限值を採用）の恒温槽内に 24 時間静置する。

(2) 臭気測定方法

「臭気指数及び臭気排出強度の算出の方法」(平成 7 年 9 月 13 日環境庁告示第 63 号)に従い、三点比較式臭袋法により原ガスの臭気測定試験を実施し、臭気濃度及び臭気指数を測定する。

別紙 4 温室効果ガス契約基準

温室効果ガスに係る以下の基準を達成すること。

表 製造時温室効果ガス排出量（令和 8 年度基準）

燃 料	使用量・排出量	排出係数	温室効果ガス排出量
電 力	5,194 千 kWh/年	0.495 tCO ₂ /千 kWh ※ 1	2,571 t-CO ₂ /年
都市ガス	1,179 千 Nm ³ /年	2.09 tCO ₂ /千 Nm ³ ※ 2	2,464 t-CO ₂ /年
運転時排出 N ₂ O	3.10 t/年	－	822 t-CO ₂ /年※ 3
合 計			5,857 t-CO ₂ /年

※ 1 埼玉県環境部が所掌する目標設定型排出量取引制度における第 2 計画期間・第 3 計画期間の排出係数を使用する。

※ 2 年度ごとの東京瓦斯株式会社の調整後排出係数（残差）を使用する。契約期間内に当該排出係数の変動が生じた場合には、使用する係数について協議する。

※ 3 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第 4 条第 3 号に基づき、N₂O の地球温暖化係数を 265 として計算する。

別紙5 保全管理要求水準

受注者は、本件施設の機能が劣化しないよう日常的な保守点検及び必要な修繕を実施し、施設を正常な状態に維持する。歩廊や手すり等錆びやすい部位については補修塗装を施し、常に錆の発生を防止する。

業務期間終了時、全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有することを施設機能確認報告書で確認する。

建築物や外構等の保守管理や清掃については、契約時と比べて美観を損なわない状態とする。

別紙6 維持管理計画

維持管理計画書は、日本産業規格 A 判により作成し、原則として A4 又は A3 用紙とすること。維持管理計画書を構成する各諸事項は、原則として、以下のとおりとする。

1 維持管理基本計画書

(1) 実施方針

本件業務の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理思想、周辺環境及び住民への配慮、契約書第 5 条 2 項の各号に定める業務に対する基本方針及びその概要、要求水準に対する考え方等について、委託業務に対する姿勢が把握できるように記載すること。

(2) 人員体制

本件業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、組織、業務分担、緊急時体制、その他業務の履行に要する組織・体制（必要な場合、下請け関係も含む）を、その目的と系統、人数及び分担等が明確に把握できるように記載すること。

(3) 安全衛生体制

事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について記載すること。

(4) 情報セキュリティ管理体制

情報通信機器からの情報漏えいを防止するための方法等の管理体制について記載すること。

(5) 電気・ガス・水道等の調達、使用の方法

施設の運営を行うために必要な電力、薬品、燃料、水道、資材等の調達方法、使用予定量等を、年間を通じての使用計画が把握できるように記載すること。

(6) 運転管理計画

燃料化物を安定的に製造するための運転指標や各施設の運転方法及び要点（ポイント）、測定業務の内容・頻度、その他の施設運転における重要事項等について、年間を通じて各業務計画が把握できるように記載すること。

また、製造された燃料化物に関し、下記に示す燃料化物の授受に関する業務内容を記載すること。

- ・燃料化物の授受の頻度
- ・燃料化物の授受の方法
- ・燃料化物の授受に必要なその他の事項
- ・その他発注者が必要と認める事項

(7) 保全管理計画

契約期間中を通して劣化を防ぎ、施設的能力、外観を保全するための日常点検（点検頻度・点検要領）、定期点検及び修繕業務の計画、腐食性ガス発生に対する対策など機器の延命化に関する考え方、清掃（頻度・清掃要領）、外構等場内の保全方法、物品管理の方法及び要領等その他の必要な事項について記載すること。

(8) 緊急時等への対応

施設に事故が発生した場合その他緊急の場合の対応手順を簡潔にまとめること。以下のような場合について記載すること。

- ・停電時の対応
- ・地震、火災時の対応
- ・漏えい及び流出事故時の対応
- ・その他

また、危機管理マニュアルを別途作成し、添付すること。以下の対応が可能な体制を構築し、その内容を明確にすること。

- ・緊急配備
- ・緊急点検、応急措置
- ・災害等対策訓練（年2回実施）
- ・緊急連絡
- ・応急資機材の管理

(9) 普及啓発活動

受注者が実施する施設見学会等普及啓発事業の活動計画について記載すること。

(10) 必要に応じ、その他受注者が提案する事項

その他、受注者が提案する事項がある場合は、提案する項目とその目的及び内容を記載すること。

2 年間維持管理計画書

主に年間を通じた基本的事項、スケジュールを把握できるように作成する。年間維持管理計画書には、以下の内容を記載する。

(1) 運転管理計画

年間を通じた運転指標等運転管理の総括的事項

組織・人員の配置と人数（必要に応じて下請け関係を含む）

危機管理における連絡先の一覧

(2) 保守点検計画

日常点検、定期点検のスケジュール

法令に基づく点検

その他必要事項

(3) 修繕計画

修繕のスケジュール

その他必要事項

(4) 測定業務計画

業務要求水準書で定めた修繕のスケジュール

その他必要事項

(5) 危機管理マニュアルの年度見直し

危機管理マニュアルの年度見直しの内容（当該年度における以下の対応の内容を明確にすること。）

- ・ 緊急配備
- ・ 緊急点検、応急措置
- ・ 災害等対策訓練（年2回実施）
- ・ 緊急連絡
- ・ 応急資機材の管理

3 月間維持管理計画書

年間維持管理計画の内容について日単位で把握できるように作成する。

別紙 7 有資格者に関する条件

資格名称等	根拠法令
下水道維持管理資格者	下水道法第 22 条第 2 項
公害防止主任者及び代理者（大気関係）	埼玉県生活環境保全条例第 113 条 埼玉県生活環境保全条例施行規則第 94 条
ボイラー取扱作業主任者	労働安全衛生法第 14 条
1 級ボイラー技士	ボイラー及び圧力容器安全規則第 23 条
安全衛生推進者	労働安全衛生法第 12 条
小型移動式クレーン運転技能講習修了者	労働安全衛生法第 61 条
玉掛技能講習修了者	労働安全衛生法第 61 条
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者	労働安全衛生法第 61 条
第 3 種電気主任技術者	電気事業法第 43 条
エネルギー管理講習修了者	エネルギーの使用の合理化に関する法律 第 13 条
その他法令で定める必要な資格者	

※ 当 該 資 格 の 上 位 に 該 当 す る も の も 含 め る 。

別紙 8 脱水汚泥の量と性状

脱水汚泥の年間処理量は、以下のとおり予定している。

年間処理量 62,050t-wet/年（日当たり 200t 程度の脱水汚泥を供給する。）

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
計画汚泥量 [t-wet]	5,270	62,050	62,050	62,050	56,780

脱水汚泥の性状は、以下のとおりとする。

表 計画汚泥性状

項目	内 容	備 考
汚 泥 種 類	混合生汚泥	分離濃縮
脱水薬品種別	高分子系	
含 水 率	変動幅 72.0～80.0%	月平均値（代表値 76.0%）
強 熱 減 量	変動幅 82.0～92.0%	月平均値（代表値 87.0%）

※ 供給汚泥の性状を参考として示すものであって、性状値を保証するものではない。

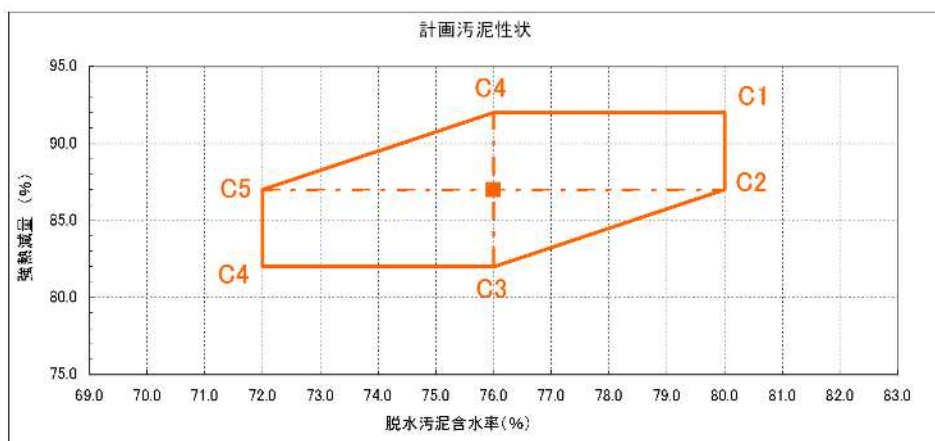


図 計画汚泥性状

別紙9 要求水準を満足しない場合の対応

要求水準を満足できない場合、以下のような手続きをとる。

(1) 改善基準と停止基準

受注者による本件施設の維持管理運転が業務要求水準書を満足しているか否かの判断基準として、発注者は、改善基準と停止基準を設定する。

改善基準とは、計測値がその基準を逸脱すると、計測の頻度を増加させる等の監視強化を行うとする基準である。改善基準を逸脱する場合には監視強化状態とし速やかに発注者へ報告を行い、その状況に陥った時点から、測定業務に関して、分析を行い、状態監視を行うものとする。

停止基準とは、計測値がその基準を逸脱すると、当該設備を停止しなくてはならない基準であり、この場合も、速やかに発注者へ報告を行うものとする。

(2) 対象物質等

改善基準及び停止基準の設定の対象となる物質の濃度等が、基準値及び基準値を逸脱しているか否かの判定は次の表に示すとおりである。

表 燃料化物に係る改善基準

項目		改善基準	測定頻度
総発熱量	BSF-15	15MJ/kg-wet 未満	1 回/日
	BSF	8MJ/kg-wet 未満	
含水率		20%を超過	

表 排出ガスに係る改善基準及び停止基準（排出ガス濃度（O₂12%換算値））

物 質	改善基準		停止基準	
	基準値	判定方法	基準値	判定方法
硫黄酸化物 【ppm】	停止基準 値×0.6 を超過	1 時間平均値が左記 の基準値を逸脱した 場合、本件施設の監視 を強化し、改善策の検 討を開始する。	K 値＝9 該当値を 超過	1 時間平均値が左記 の基準値を逸脱した 場合、速やかに本件施 設の運転を停止する。
窒素酸化物 【ppm】	180 を 超過		250 を 超過	
ばいじん 【g/m³N】	—		0.04 を 超過	定期バッチ計測デー タが左記の基準値を 逸脱した場合、直ちに 追加測定を実施する。 この 2 回の測定結果 が基準値を逸脱した 場合、速やかに本件施 設の運転を停止する。
塩化水素 【mg/m³N】			200 を 超過	
ダイオキシン 類 【ng-TEQ/m³N】			0.1 を 超過	
汚水排水	基準値を逸脱した場合に、本件施 設の監視を強化し、改善策の検討 を開始する。		—	

表 污水排水に係る改善基準

排水可能量	改善基準		測定頻度
9,900m ³ /日	BOD	600mg/L を超過	1 回/月
	SS	600mg/L を超過	
	pH	5 未満又は 9 を超過	
	温度	60 度を超過	
	シアン化合物	1mg/L を超過	

(3) その他留意事項

受注者は、基準未達となった場合、直ちに原因を解明し、改善計画書を発注者に提示し承諾を得るものとする。受注者は、承諾を得た改善計画書に従い、本件施設の復旧を図る。受注者は、本件施設の改善が完了したと判断された時点で、再度の計測を行い、発注者に報告する。なお、この場合、計測に要する一切の費用は受注者が負担する。

(4) 施設停止後の対応

本件施設の稼働が停止した場合、受注者は、次の手順で復旧に努める。

- ① 停止基準を逸脱した原因と責任の究明
- ② 改善計画の提案（発注者による承諾）
- ③ 改善作業への着手
- ④ 改善作業の完了確認（発注者による確認）
- ⑤ 試運転の開始
- ⑥ 再計測（発注者による確認）
- ⑦ 停止状態からの復帰

停止基準を逸脱した理由が軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、上記の手続きは次に示す簡略化した手続きにすることが可能である。

- ① 停止基準を逸脱した原因の究明
- ② 改善作業の着手、完了
- ③ 試運転の開始
- ④ 再計測（発注者による確認）
- ⑤ 停止状態からの復帰

(5) 監視強化後の対応

本件施設の監視が強化された場合、受注者は、以下の手順で監視強化状態からの復帰に努めること。

- ① 改善基準を逸脱した原因の究明
- ② 改善計画の提案（発注者による承諾）
- ③ 改善作業への着手
- ④ 改善作業の完了確認（発注者による確認）
- ⑤ 再計測（発注者による確認）
- ⑥ 監視強化状態からの復帰

改善基準を逸脱した理由が軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、上記の手続きは次に示す簡略化した手続きにすることが可能である。

- ① 改善基準を逸脱した原因の究明
- ② 改善作業の着手、完了
- ③ 再計測（発注者による確認）
- ④ 監視強化状態からの復帰

別紙 10 引継事項

受注者は業務期間を通じて、次のとおり引継事項を記載した文書を作成する。

業務期間中、引継が必要な新たな事項が判明した場合は、適宜、当文書にその内容を反映、記録し、対象施設固有の運転管理、点検上の留意点を次の受託者が把握できるよう作成する。

以下の項目を参考に記載する。

- (1) 総合運転したときの機能の発揮状況
- (2) 諸機械の振動、異音等の状態
- (3) 計装設備の調節状況
- (4) 運転上の特別な操作(運転管理基準及び運転操作基準等マニュアルの整理)
- (5) その他留意事項

なお、受注者により加筆訂正された運転管理基準及び運転操作基準等は、発注者が当該施設運転のために使用することができる。

別紙 11 日報、月報及び年報等の記載内容

I 日報

【記載事項】

- | | |
|--------------------|--------|
| 1 天候、気温、雨量、臭気状況 | (気象) |
| 2 報告者 | (担当) |
| 3 測定項目の結果 | (測定) |
| 4 脱水汚泥受入量・燃料化物製造量等 | (処理状況) |
| 5 電気・ガス・水道等の数量 | (調達) |
| 6 管理の指標としている諸元値 | (管理) |
| 7 主要機器の運転記録 | (運転) |
| 8 苦情(内容と対応状況) | (苦情) |
| 9 その他記録・報告すべき事項 | (備考) |

【様式】任意とする

II 月報

II-1 月間業務報告書

【記載事項】

- 1 日報に記載の事項
- 2 燃料化物の発熱量・含水率
- 3 保守・点検・正常状態に復帰させるための調整実施と結果の記録
- 4 事故・故障記録、対応報告
- 5 管理報告

【様式】任意とする

II-2 委託業務実施状況報告書(維持管理月報)

【様式】任意とする

III 業務年報

【記載事項】

- 1 月報記載事項の月集計
- 2 施設機能確認報告書
- 3 必要な報告事項、その他

【様式】任意とする

IV 定期点検実施報告書・定期修繕実施報告書

【記載事項】

（以下は定期修繕実施報告書の場合であり、定期点検実施報告書の場合は、“修繕”を“点検”と読み替える。）

- 1 件名
- 2 場所
- 3 施工者
- 4 修繕金額
- 5 対象設備・機器名称
- 6 修繕内容（内容の詳細、範囲、試運転、調整、データ測定等に関して記載。工場整備や検査等のある場合は、整備工場の場所や作業内容を明記。）
- 7 交換部品……名称、型式・仕様、メーカー名又は製造所名、数量を明記
- 8 修繕結果……修繕結果

【添付書類】

上記の記載事項の他、必要に応じて、以下のものを添付すること。

- 1 写真 サービス版カラー写真を A4 の写真帳に整理する。デジタルカメラで作成したもののについては、プリンターはフルカラー600dpi 以上とし、インク・用紙等は通常条件のもとで少なくとも3年間程度に顕著劣化が生じないものとする。
また、電子データも提出すること。メディアは CD-ROM 等の一般的な媒体とする。
撮影は、施工前、施工中、施工後、使用機器部品材料、新旧の交換機器部品、分解時の状況、組立後や運転後に確認出来ない部分、各種検査・試運転・データ測定等の状況、発生品等撮影しておく。
- 2 図面 竣工図面（交換部品等は赤印のこと）。その他、機器の交換のある場合は、機器図面や仕様書を添付する。
- 3 各種データ測定記録……施工前と施工後を対比出来るよう記載する。
- 4 メーカー保証書、検査成績表、鋼材検査証明書（ミルシート）等の写し。

【その他】

修繕を実施した場合は、定期・大規模修繕計画及び実施報告書を作成する。報告は1年分をまとめて年度末に行う。

【様式】 報告書は原則、A4 縦の横書き書式とする。

別紙 12 委託費等の計算方法

1 委託費等の支払方法

(1) 委託費の構成

1) 固定費と変動費の区分

委託費は、固定費と変動費に区分する。

(ア) 固定費

固定費は、毎月の処理汚泥量に関わりなく支払われる固定的な維持管理運転費。

(イ) 変動費

処理汚泥量に応じて支払われる変動的な維持管理運転費。

2) 月額委託費

月額の委託費は、次式により算出する。

月額委託費(円/月) = (ア) 固定費(円/月) + (イ) 変動費(円/月)

(ア) 固定費(円/月) = 当該年度の固定費月割額(円) × 0.7

ただし、表の第1欄に掲げる月にあっては、表の第2欄の基準汚泥量に対する表の第3欄の処理汚泥量が100分の70以上100分の80未満のとき、100分の80以上100分の90未満のとき、又は100分の90以上のときは、それぞれ表の第4欄の値に0.1、0.2又は0.3を乗じた金額を加算する。

月	基準汚泥量	処理汚泥量	値
令和9年3月	令和8年度の計画汚泥量	令和9年3月の処理汚泥量	令和8年度の固定費
令和9年9月	令和9年度の計画汚泥量 × 6/12	令和9年4月から令和9年9月までの処理汚泥量	令和9年度の固定費 × 6/12
令和10年3月	令和9年度の計画汚泥量 × 6/12	令和9年10月から令和10年3月までの処理汚泥量	令和9年度の固定費 × 6/12
令和10年9月	令和10年度の計画汚泥量 × 6/12	令和10年4月から令和10年9月までの処理汚泥量	令和10年度の固定費 × 6/12
令和11年3月	令和10年度の計画汚泥量 × 6/12	令和10年10月から令和11年3月までの処理汚泥量	令和10年度の固定費 × 6/12
令和11年9月	令和11年度の計画汚泥量 × 6/12	令和11年4月から令和11年9月までの処理汚泥量	令和11年度の固定費 × 6/12

令和 12 年 3 月	令和 11 年度の計画 汚泥量×6/12	令和 11 年 10 月から 令和 12 年 3 月まで の処理汚泥量	令和 11 年度の固定費 ×6/12
令和 12 年 9 月	令和 12 年度の計画 汚泥量×6/11	令和 12 年 4 月から 令和 12 年 9 月まで の処理汚泥量	令和 12 年度の固定費 ×6/11
令和 13 年 2 月	令和 12 年度の計画 汚泥量×5/11	令和 12 年 10 月から 令和 13 年 2 月まで の処理汚泥量	令和 12 年度の固定費 ×5/11

※固定費月割額の千円未満の端数は、当該年度の最終月で調整する。

※不可抗力により処理量が減少した場合、発注者が脱水汚泥の供給を減少・停止させたことにより処理量が減少した場合、その他発注者が相当と認める場合は、表の第 2 欄から減少した処理量を減じる。

(イ) 変動費(円/月)＝当該月の処理汚泥量 (t-WB/月)×変動費単価 (円/t-WB)

※ 1 円未満の端数を切り捨てる。

(2) 委託費の計算方法

受注者は処理汚泥量に基づき、固定費及び変動費を算定する。

2 電力料金の支払い

受注者は電力を新河岸川水循環センターより調達することにより、以下に従い電力料金を発注者に支払うものとする。

(1) 電力料金

総使用電力量料金(基本料金含む)は、電気事業者の需給契約に準じて按分精算を行う。

(2) 計量取引

受注者の電気使用量は、電気事業者の取引用計測器と、その 2 次側に設けられた本件施設用計測器の計測値で行う。

(3) 電気料金の支払い

受注者は、電気事業者の請求料金から、本件施設用計測器による計測値按分相当の料金を発注者の指定する銀行口座に振り込む。

3 ガス料金の支払い

受注者はガスを新河岸川水循環センターより調達することにより、以下に従いガス料金を発注者に支払うものとする。

(1) ガス料金

総使用ガス量料金(基本料金含む)は、ガス事業者の需給契約に準じて按分精算を行

う。

(2) 計量取引

受注者のガス量は、ガス事業者の取引用計測器と、その２次側に設けられた発注者の焼却炉用等の計測器の計測値で行う。

(3) ガス料金の支払い

受注者は、ガス事業者の請求料金から、本件施設用計測器による計測値按分相当の料金を発注者の指定する銀行口座に振り込む。

4 水道料金の支払い

受注者は水道を新河岸川水循環センターより調達することにより、以下に従い水道料金を発注者に支払うものとする。

(1) 水道料金

水道料金（従量料金）は、水道事業者の需給契約に準じて按分精算を行う。

(2) 計量取引

受注者の水道量は、水道事業者の取引用計測器と、その２次側に設けられた本件施設用計測器の計測値で行う。

(3) 水道料金の支払い

受注者は、水道事業者の請求料金から、本件施設用計測器による計測値按分相当の料金を発注者の指定する銀行口座に振り込む。

別紙 13 物価変動等による維持管理及び運營業務委託費の見直し

以下に定める項目について委託費の見直しを行うことができる。委託費の見直し額は、委託費の見直し事由が生じた日以降の日割りで計算する。

1 消費税の見直し

契約期間中の消費税率変更については、法令の定めるところによる。

2 固定費の見直し

一 受注者は契約締結の日から 12 月を経過し、契約期間が 2 月以上残っている際に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により固定費が不適当となったと認めたときは、発注者に対して変更を請求することができ、受注者が変更請求を書面により提出した日を請求日とする。

二 発注者は、前号の規定による請求があったときは、請求日を基本として基準日を定め、変動前残固定費（固定費総額から既履行部分に相応する固定費を控除した額をいう。以下この項について同じ。）と変動後残固定費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残固定費に相応する額をいう。以下同じ。）との差額が変動前残固定費の 1000 分の 15 を超える額につき、固定費の変更に応じなければならない。

三 発注者は受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から 7 日以内に受注者に書面により通知する。発注者は、協議書により受注者にスライド額を協議する。受注者は、異議のない場合、スライド額協議開始日から 14 日以内に承諾書を提出するものとする。ただし、スライド額協議開始日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者がスライド額を決定し、受注者に通知する。受注者は、速やかに承諾書を提出するものとする。

四 変動前残固定費と変動後残固定費の差額が変更前残固定費の 1000 分の 15 を超えない場合、発注者は協議書により受注者にその旨を協議する。受注者は、異議のない場合、スライド額協議開始日から 14 日以内に承諾書を提出するものとする。

五 第一号の規定による請求は、この項の規定により固定費の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同号中「契約締結の日」とあるのは、「直前のこの項に基づく固定費変更の基準とした日」とするものとする。

六 特別な要因により履行期間内に主要な資材の日本国内における価格に著しい変動を生じ、固定費が不適当となったときは、受注者は、前各号の規定によるほか、固定費の変更を請求することができる。

七 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、固定費が著しく不適当となったときは、受注者は、前各号の規定にかかわらず、固定費の変更を請求することができる。

3 変動費の見直し

一 発注者又は受注者は契約締結の日から12月を経過し、契約期間が2月以上残っている際に、電気・ガス・水道料金の改定や、日本国内における物価水準の変動により変動費が不相当となったと認めたときは相手方に対して変更を請求することができ発注者又は受注者が変更請求を書面により提出した日を請求日とする。

二 発注者又は受注者は、前号の規定による請求があったときは、請求日を基本として基準日を定め、変動前変動費と変動後変動費（変動後の各料金、物価を基礎として算出した変動費）との差額が100分の1を超える場合、変動費の変更に応じなければならない。

三 発注者は受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に書面により通知する。発注者は、協議書によりと受託者受注者にスライド額を協議するして定める。受注者は、異議のない場合、スライド額協議開始日から14日以内に承諾書を提出するものとする。ただし、スライド額協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定めスライド額を決定し、受注者に通知する。受注者は、速やかに承諾書を提出するものとする。

四 変動前変動費と変動後変動費の差額が変動前変動費の100分の1を超えない場合、発注者は協議書により受注者にその旨を協議する。受注者は、異議のない場合、スライド額協議開始日から14日以内に承諾書を提出するものとする。

五 発注者又は受注者は発注者等が電気事業者と契約する電気需給約款の改正があったときは相手方に対して変更を請求することができる。

六 発注者又は受注者は発注者等がガス事業者と契約するガス供給約款の改正があったときは相手方に対して変更を請求することができる。

七 発注者又は受注者は発注者等が水道事業者と契約する需給契約の改正があったときは相手方に対して変更を請求することができる。

八 変動前変動費及び変動後変動費は、請求のあった日を基準とし、実績等に基づき発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

九 第一号の規定による請求は、この項の規定により変動費の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同号中「契約締結の日」とあるのは、「直前のこの項に基づく変動費変更の基準とした日」とするものとする。

別紙 14 保険

1 受注者の加入する保険

(1) 受注者は、自らの費用で業務期間中、以下の補償限度額を条件とする第三者賠償保険の付保を行うこと。

- ・ 対人：一人 1 億円以上、一事故当たり 10 億円以上
- ・ 対物：一事故当たり 1 億円以上

(2) 見学者用傷害保険

別紙 15 遵守すべき関連法令、条例等

本件業務の実施にあたり、以下の関係法令を遵守する。

- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- ・ 環境基本法（平成 5 年法律 91 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）（平成 3 年法律第 48 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ 埼玉県生活環境保全条例
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・ 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- ・ 埼玉県地球温暖化対策推進条例
- ・ 朝霞地区一部事務組合火災予防条例
- ・ その他関連法令・施行規則等

※法改正には十分注意すること。

別紙 16 定期点検等業務予定書

受注者は、発注者があらかじめ定めた下記の定期点検等業務を行う。なお、各業務の詳細内容は業務要求水準書に定める。

名 称	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
電子計算機設備保守点検	○	○	○	○
自家発電機設備保守点検	○	○	○	○
電気設備保守点検	○	○	○	○
機械設備保守点検	○	○	○	○
消防用設備保守点検	○	○	○	○
環境分析業務(臭気調査)	○	○	○	○

なお、受注者は、関係法令、埼玉県荒川右岸下水道事務所流域下水道自家用電気工作物保安規程（新河岸川水循環センター）（令和 8 年 3 月）、流域下水道電気設備標準保守点検基準（令和 7 年 4 月）、流域下水道機械設備標準保守点検基準（令和 8 年 5 月）又は製造者点検基準に従い、上記の業務を行うこと。